

<p>様式第23の12 (第4条の9第5項及び第6項関係) [略]</p> <p>様式第23の13 (第4条の10第1項関係) [略]</p> <p>様式第23の14 (第4条の10第2項関係) [略]</p> <p>様式第23の15 (第4条の10第3項関係) [略]</p> <p>様式第23の16 (第4条の11関係) [略]</p> <p>様式第30 (第10条関係) [様式略]</p> <p>[注1～5 略]</p> <p>6 注4及び注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 [7 略]</p>	<p>様式第23の8 (第4条の5第5項及び第6項関係) [同左]</p> <p>様式第23の9 (第4条の6第1項関係) [同左]</p> <p>様式第23の10 (第4条の6第2項関係) [同左]</p> <p>様式第23の11 (第4条の6第3項関係) [同左]</p> <p>様式第23の12 (第4条の7関係) [同左]</p> <p>様式第30 (第10条関係) [様式同左]</p> <p>[注1～5 同左]</p> <p>6 注5及び注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 [7 同左]</p>
--	--

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）

2 この省令による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、施行日以後の事項に関する報告については、なお従前の例による。

○法 務 省 令 第 五 号
厚 生 勞 働 省 令 第 五 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第十条第五号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

法務大臣 河井 克行
厚生労働大臣 加藤 勝信

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法律第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）</p> <p>第十二条 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）</p> <p>第十二条 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p>